

日本のワイン及びアルコール飲料の内国税

(L/6216、1987年11月10日採択)

【事実の概要】

紛争の生じた当時、日本の酒税法においては課税対象である酒類の種類、品目及び級別に応じて異なる税率の酒税が課されており、また製品の販売価格が一定額を超える場合には、従量税に代えて、従価税が適用されていた。

ECは1986年7月、日本のワイン及びアルコール飲料の関税、内国税及び表示慣行について23条1項に基づいて協議を申請したがこれが不調に終わった。そこでECは同年11月、23条2項に基づきパネルの設置を申請したが、国内において税制改革が進行中である等の理由で日本が反対して、見送られた。同年12月にECは日本による税制改革が不満足な場合にはパネルの設置がなされる了解している旨の発言を行い、日本もこれに同意した。その後、日本はウィスキーの級別の廃止、従価税の廃止等を内容とする一連の税制改革の提案を行った。しかし依然として、国産品と輸入品の間に事実上、差別的課税体系が維持されているとして、ECはこれを不満としてパネルの設置を要求した。1987年2月に理事会によってパネルの設置が合意された。

EC側の主張は以下の通りである。先ず日本の酒税制度は輸入アルコールに対して差別的となっており、これは内国税及び他の内国課徴金を国内生産に保護を与えるような方法で課してはならないと規定する3条1項及び同種の国内産品に課される内国税その他の課徴金を超える内国税その他の課徴金を課してはならないと規定する3条2項に反する。次に日本においてワインの表示の方法から原産地の誤認が生じているが、日本はこれを防止するための努力を怠っており、これは原産地の誤認防止のために協力すべき旨規定する9条6項に抵触する。

日本は次のように反論した。先ず3条1項及び3条2項に関しては、ECの産品とほとんど同等な国産品がかなりの量存在しておりかつ輸入品と国産品の間で同等の課税がなされているので3条にいう差別的な取扱は存在しない。特に3条2項第一文については、その立法の沿革より輸入品とほとんど同一の国産品が同等に課税されており、かつかなりの量のほとんど同等の国産品が存在する場合には全ての産品について同一の税率を適用することまで要求してはいない。またその第二文についても、同様にその立法の沿革より、輸

入品と同種の国産品の間に同等の課税が実質的に保証されていれば、国産品に対していっさいの有利な待遇が禁止することまで要求するものではない。以上の解釈によれば、日本の現行制度は3条1項及び3条2項には抵触せず、従って、その余の同種の産品該当性等の審査は要しない。次に9条6項に関しては、EC側はEC法によって保護されたいかなる表示が日本の製品によって侵害されたかを明示しておらず、従ってEC側の主張は9条6項に無関係である。

以上の両当事者の主張に対して、パネルはECの主張の第二点（9条6項違反の点）については、違反が認められないとしてこれを斥けたが、第一の点（3条違反の点）についてはその主張を認めて、ほぼこれに従って審査手続きを展開した。

なお本件においては米国等五ヶ国より意見が提出されたが、特に米国はECと同様な立場より日本の酒税制度の一般協定3条への抵触性を主張した。

【報告要旨】

先ずパネルは文言、立法史及びその後のガットの実行に支持される3条2項の目的より、まず輸入品と国産品が「同種」または「直接的に競争的または代替的」かを検討し、ついで当該課税が差別的（第一文）または保護的（第二文）であるかを検討するという3条2項の判断枠組を設定した。

次にパネルは、成分、最終目的及び関税分類よりジン、ウォッカ、ウィスキー等8品目を同規定における「同種の産品」に該当すると認定した。

その上で当時の酒税制度のうち、ウィスキーとブランデーの等級制度の存在、ワイン等における従価税の適用、エキス分に対する課税を差別的であるとし（3条2項第一文）、またウィスキー等に比べて焼酎に対する課税が保護的である（同第二文）と判断した。

そして以上のような3条2項に対する抵触は、日本の主張する「担税力に応じた課税」という政策目標によって正当化されないと判示した。

以上のように判示して、パネルは締約国団に対して、日本が酒税法をガット適合的に改正するように勧告するように求めた。

日本政府は3条の解釈及び同種の産品、直接競合性、代替性の認定にかかるパネルの結論に疑問を表明したが、その採択自体には反対せず、その結果、パネル報告は1987年11月採択された。

なおその後、日本は、この裁定により影響を受けるアルコール飲料に対する従価税、エ

キス成分に基づく課税及び分類のための級別制度を廃止した。またウィスキー及びブランデーに対する関税を引き下げた（1989年4月発効）。

【解説】

(1) 本件は日本の国内税制である酒税法の貿易制限効果がガット上の問題とされたケースである⁽¹⁾。最近、経済活動の国際化の進展を反映して、国内法と国際通商の相互作用がにわかに注目を集めるようになってきている。経済活動の国際化にともない、問題化してくるのが、基準認証制度、税制、産業政策といった各国による経済制度の相違である。本件の酒税法の場合も必ずしも、それは貿易制限を意図したものではなく、国内的に別個の政策目的が存在する場合であったにもかかわらず、その制限効果が通商上の問題として取り上げられたのであった。本件のようなケースはこれからますます増大するであろう。例えば、日米構造協議における大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律をめぐる議論は記憶に新しい⁽²⁾。

(2) 紛争当時の日本の酒税法においては、その課税対象である酒類の種類、品目及び級別に応じて異なる税率の酒税が課されていた。課税対象たるアルコールは、清酒、焼酎、ビール、ワイン、ワイン等の10種類、さらに13の品目に分類され、またウィスキー及び清酒においては級別制度が行われていた。このように種類、品目及び級別により分類された上で、さらにアルコールやエキス分といった技術的な特質によって区別されて、課税がなされていた。またワイン、ウィスキー、ブランデー、スピリッツ及びリキュールにおいて製品価格が一定額を超えると従量税に代わって従価税制度が課されるという二種類の課税方法が採用されていた⁽³⁾。

以上のような日本の酒税法に対して、それがアルコール飲料を実質的に異なる税率を有する複雑なカテゴリーに分類しており、1)同種の国産品に対してより輸入品に対して高い税率で課税している点で3条2項第一文に抵触し、また2)直接的競合する国産品に保護を与えている点で3条2項第二文に抵触する旨をECが主張したものである。さらにパネルによって排斥されたが、日本は地域的生産物に混同をきたすような表示を防止するために協力するという義務を怠っているとの主張もECは行った。

これに対して日本は、区別は担税力に応じた課税という原則を達成するために設けられたものであり、またより高い税率はかなりの量の国産品に対しても適用されている等反論

した。

(3) 以上の両当事者の主張に対してパネルは、以下の通り判示した。先ず輸入アルコール飲料と国産品の「同種の産品」性を肯定した。次に3条2項第一文に関して、不利益な取扱いを受けるカテゴリーがかなりの量の国産品を含むからといって、必ずしも3条2項第一文の適用を免れることになるものではないとし、若干の輸入品が3条2項第一文に反して同種の国内産品より高い税率を課せられていると判示した。また3条2項第二文に関して、いくつかの産品が直接的に競合し、これらの間での税率の相違は3条2項第二文に反して国産品に保護を与えることとなると判示した。最後に担税力に応じた税負担の原則は3条2項違反を正当化しないとされた。なお9条6項に関する主張は立証がないとして斥けられた。

(4) さて本件での中心的問題は3条2項の解釈いかなである。一般協定3条は輸入品に対する内国民待遇を規定しており、これは内国課税及び規則による国内生産の保護を禁止することを目的としている。締約国は「同種の産品に課される内国税その他の課徴金をこえる内国税その他の課徴金を……課せられない。」(3条2項第一文)及び「前項に定める原則に反するその他の方法(国内生産に保護を与えるような方法)で内国税その他の内国課徴金を輸入産品及び国内産品に課してはならない。」(3条2項第二文)という義務を負っている本件では当時の日本の酒税法がこれら3条2項の義務に抵触しないかが問題となった。

(a) 3条2項の解釈について

先ず3条1項及び3条2項に関しては日本は次のように主張した。ECの産品とほとんど同等な国産品がかなりの量存在しておりかつ輸入品と国産品の間で同等の課税がなされているので3条にいう差別的な取扱は存在しない。特に3条2項第一文については、その立法の沿革より、輸入品とほとんど同一の国産品が同等に課税されておりかつかなりの量のほとんど同等の国産品が存在する場合には全ての産品について同一の税率を適用することまで要求してはいない。またその第二文についても、同様にその立法の沿革より、輸入品と同種の国産品の間に同等の課税が实际的に保証されていれば、国産品に対していっさいの有利な待遇が禁止することまで要求するものではない⁽⁴⁾。

これに対してパネルは先ず文言、立法史及びその後のガットの実行に支持される3条2

項の目的より、まず輸入品と国産品が「同種」または「直接的に競争的または代替的」かを検討し、ついで当該課税が差別的（第一文）または保護的（第二文）であるかを検討するという3条2項の判断枠組を設定した⁽⁵⁾。

この点については内国民待遇の主旨・目的を考慮するとパネルによる厳格な3条2項解釈が適切であろうと思われる。そもそも内国民待遇の維持を義務づけることの意義は、相互の他の自由化規定を補完して、その結果達成された関税引き下げ等の効果を保証することであった。例えば1条の最恵国待遇によって関税引き下げの効果が均てんされたとしても、同種の製品に対して差別的な内国税が許容されたら、その意義は覆滅されてしまう。また内国民待遇の保証によってその潜脱を防止されてはじめて、譲許より生じる競争上の利益に対する合理的期待の形成が可能となり、関税交渉の前提である譲許の均衡ということも成立可能となるのである。そしてこのような目的達成のためには、3条2項の厳格な解釈が要請されることになるのである⁽⁶⁾。

また「担税力に応じた課税」という目的のために3条2項への抵触は正当化されるという日本の主張をパネルは否定したが、これも同様な観点から支持されよう⁽⁷⁾。

(b) 「同種の製品」について

次に「同種の製品」について見ておこう。この「同種の製品」という用語は他のいくつかの一般協定の条文においても使用されているが⁽⁸⁾、その定義については「憲章の異なった箇所においては異なった意味を有している」とされ⁽⁹⁾、概念の相対性が承認されてきた。明確な定義もなく、またその相対性が承認されているということは、その内容は後の展開に委ねられたといえる⁽¹⁰⁾。そして事実、多くのパネルにおいてこの概念の検討がケースバイケースで行われてきた⁽¹¹⁾。従来の3条に関するケースについて見てみると、従来より「同種」性の判定基準として、最終用途、消費者の嗜好及び慣習、製品の特性、性質及び品質等の基準が示唆されてきた⁽¹²⁾。実際のケースでは、「直接的競合製品または代替可能な製品」という基準への言及がなされた例もあり⁽¹³⁾、「用途」及び「金含有量」より「競合性」が肯定され、「同種性」が認定された例もあり⁽¹⁴⁾、また「同種の製品」の狭すぎる解釈に対して批判が行われた例もあった⁽¹⁵⁾。

本件パネルでは、国境税調整作業部会で挙げられていた、最終用途、消費者の嗜好及び慣習、製品の特性、性質及び品質等の基準を使用してケースバイケースで「同種性」を検討すべきであるという従来よりの立場を踏襲している⁽¹⁶⁾。また本件では具体的には関税率表において同一分類に属している点をも「同一性」認定の基準としている⁽¹⁷⁾。以上の

点ではパネルは従来の「同種性」判定基準に依拠しており、新たに付加されたものはないといえよう。しかしパネルは、消費者の慣習の変化の可能性及び3条2項の課税の中立性維持という目的達成を理由として、すべての蒸留酒相互間等に「同種性」を肯定しうると述べている点は、消費者の認識という主観的基準が軽視されているといえよう⁽¹⁸⁾。

(5) 9条6項について

本項は、商標等のうち地方的または地理的名称で、登録することで、その国の法律により保護されているものの侵害を防止するための規定である。しかしEC側はEC法によって保護されたいかなる表示が、日本の製品によって侵害されたかを明示しておらず、また外国語の使用ことを挙げるのみであっては、9条6項の主張は無理というべきである⁽¹⁹⁾。

<注>

- (1) 直接本件に関連して、ハロルド・グラッサー「国内法による通商の制限－日本の酒税法における二つの例」ジュリスト921号(1988. 11. 1)49頁を参照。当論文では、本件では問題とされていない酒類販売の免許制度についても論じられている。また主として酒税法の免許制度の国内的影響について、東京弁護士会 独占禁止法部「参入障壁－酒類販売免許制－に関する一考察」法律実務研究 第五号(1990年2月)二八九頁を参照。
- (2) 経済活動の国際化と各国経済制度の調整の必要性という観点より日米構造協議の意義を考察するものとして、松下満雄「日米構造協議と経済制度調整」ジュリスト965号(1990. 10. 15)15頁を参照。
- (3) 当時の酒税法制度については、BISD 34th Supp. 128-134 ANNEX I-IVを参照。また当時の日本の酒税法の説明としては、国税庁酒税課長監修「やさしい酒税」を参照。
- (4) BISD 34th Supp. 103 para. 3. 11
- (5) BISD 34th Supp. 116 para. 5. 7
- (6) BISD 34th Supp. 113 para. 5. 5 b), c)
- (7) BISD 34th Supp. 100 para. 3. 10 b)
- (8) 「同種の産品」(like products)は、1条、2条2項(a)、3条2項、3条4項、6条1項(a)、6条1項(b)、9条1条、9条2項(c)、13条1項、16条4項において使用されている。またlike commodity(§6-7)、like merchandise(§7-2)、like or competitive products(§19-1)等がある。

(9) EPCT/C. II/65, p. 2

(10) 一般協定の起草準備委員会はその定義の確定を不要として、I T Oに委ねた。 EPCT/C. II/PV/12 pp. 5-8

(11) 例えば1条の「同種の産品」のパネルケースについては、1) 関税分類という形式的基準を利用して決定するものと (ex. 1: オーストラリアの硫安への補助金ケース (Vol. II/191)、ex. 2: スペインの未ばい煎コーヒー輸入関税ケース (28S/102)、ex. 3: カナダのS PFケース (36S/167))、2) その他の消費者の認識 (スペインの未ばい煎コーヒー輸入関税ケース (28S/102)、産品の組成 (ECの動物飼料に対する措置 (25S/49)) といったより実質的基準を利用するものがある。

(12) 国境税調整作業部会報告 (18S/102)。

(13) 「直接的競合産品または代替可能な産品」とは、一般協定の附属書 I の注釈及び補足規定3条2項に掲げられているものである。本件では、「代替性」は肯定されたが、「同種性」は否定された (ECの動物飼料に対する措置 (25S/49))。

(14) 投資の対象物である点及び金の含有量が共通である点より、メープルリーフ金貨とクルーガーランド金貨の「同種性」肯定された (カナダの金貨ケース (L/5863) ; 本件は未採択である))。

(15) 『同種の産品』を「同一の産品」と解するパネル報告に対して、理事会において限定的すぎると批判がなされた (スペインの大豆油ケース (C/M/152) 本件は採択されず、単にテークノートされただけである)。

(16) BISD 34th Supp. 115-117 para. 5. 6-5. 7

(17) BISD 34th Supp. 116 para. 5. 6

(18) BISD 34th Supp. 117 para. 5. 7

(19) BISD 34th Supp. 125-126 para. 5. 14-5. 15

(染 谷 雅 幸)